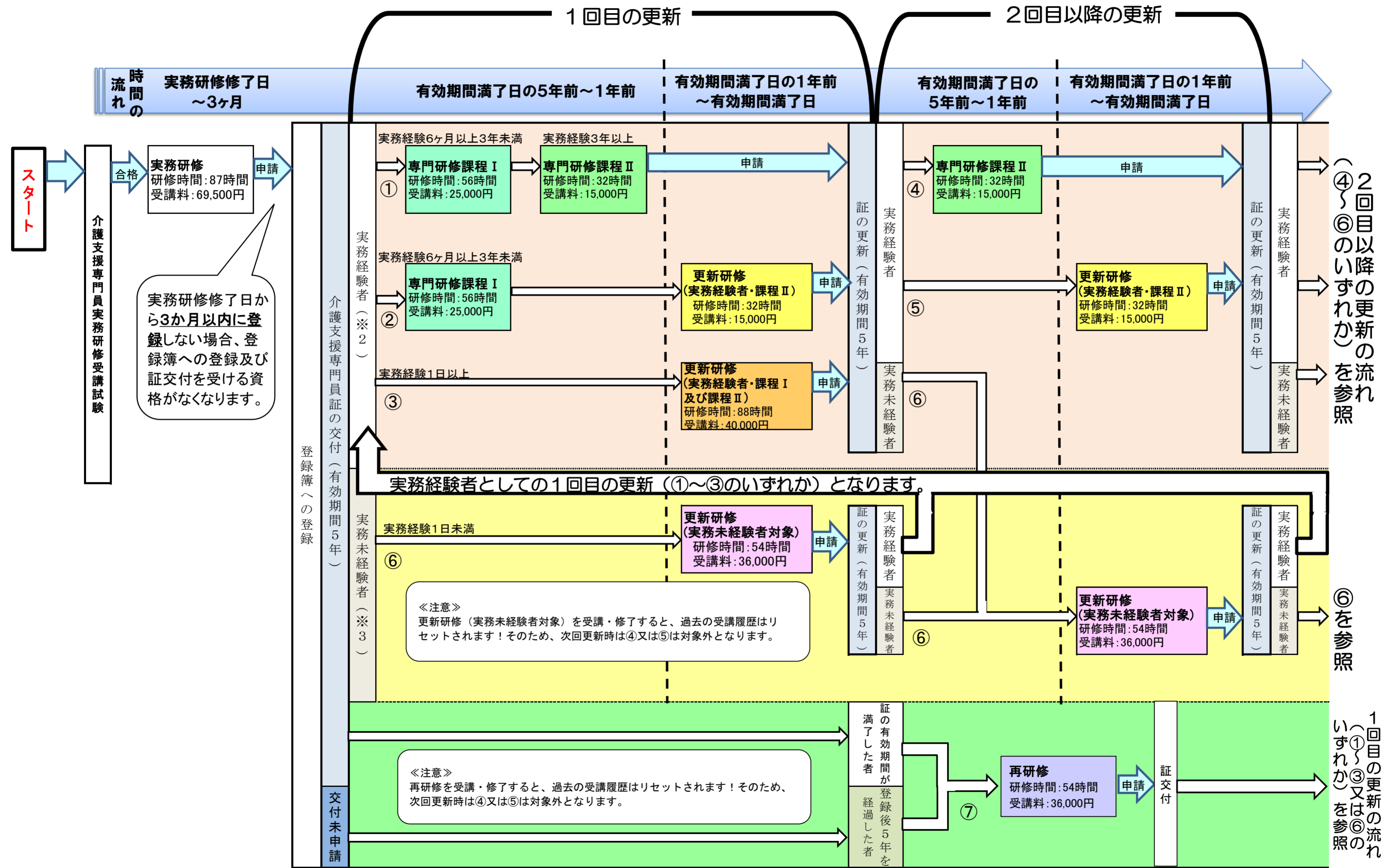


山形県において介護支援専門員証を取得・更新する手続きの流れ

証の更新手続きは、下図のとおり①～⑦の6パターンに分かれています(※1)。証の有効期間が満了した後に改めて証の交付を受ける手続き、又は証の交付を受けないまま登録簿への登録後5年を経過した後に証の交付を受ける手続きは、下図のパターン⑦になります。なお、各研修にはそれぞれ受講要件があります。詳細については、受講しようとする年度における各研修の実施要綱又は実施要領にてご確認ください。



※1 主任介護支援専門員更新研修を修了した方は、介護支援専門員更新研修又は専門研修を免除されます。
 (主任介護支援専門員研修を修了した方は、介護支援専門員更新研修又は専門研修を免除されないため、上図のとおり研修を受講・修了してください。
 ※2 実務経験者とは、現在有している介護支援専門員証の有効期間満了日から遡って5年以内に、介護支援専門員として業務に従事した経験のある者(サービス計画の作成業務に従事した経験があることが必須)とします。
 ※3 実務未経験者とは、現在有している介護支援専門員証の有効期間満了日から遡って5年以内に、介護支援専門員として業務に従事した経験のない者(サービス計画の作成業務に従事した経験がない者)とします。